

田原本スマートシティ・コンソーシアム規約

(名称)

第1条 このコンソーシアムは、田原本スマートシティ・コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、ICT等の先進技術を活用し、社会課題の解決、新たな事業の創出等に官民協働で取り組み、田原本町が将来にわたって持続的に発展することができるスマートシティを実現することを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、次に掲げる事業を行う。

- (1) スマートシティの実現に向けた実証事業の推進
- (2) 共通プラットフォームの活用の推進
- (3) 実証事業への住民参画の促進
- (4) 成果等の国内外への普及展開
- (5) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

(組織等)

第4条 コンソーシアムは、田原本町及び第2条に規定する目的に賛同し、主体的に活動を推進する事業者、大学等(以下「団体等」という。)として別表に規定する団体等の代表者又は代表者の推薦を受けた者(以下「委員」という。)で組織する。

- 2 会長は、必要に応じ、委員の意見を聴取しながら、団体等を新たに入会させることができる。
- 3 団体等は、コンソーシアムを退会しようとするときは、会長に申し出るものとする。

(役員及び任期)

第5条 コンソーシアムに、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第6条 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、コンソーシアムの会計を監査する。

(総会)

第7条 総会は、会長が招集する。

2 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

4 総会は、必要に応じて文書で行うことができる。

(総会の議決事項)

第8条 総会は、第3条に規定する事業の事項を議決する。

(ワーキンググループ)

第9条 第3条に規定する事業の実施及び総会の円滑な運営のため、会長は総会の下にワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの構成員は、委員又は委員の推薦を受けた者をもって充てる。

(事務局)

第10条 コンソーシアムの事務を処理するため、一般社団法人田原本まちづくり観光振興機構に事務局を置く。

(事業年度)

第11条 コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第12条 コンソーシアムの事業を行うために必要な経費が生じた場合、総会の決定に基づき、会費を定めることができる。

(機密保持)

第13条 委員は、コンソーシアムを通して知り得た活動内容又は他の委員(以下「開示者」という。)に関する秘密情報である旨を明示した一切の秘密情報を、コンソーシアムの退会后2年間を含め、開示者に無断で第三者に開示又は漏洩等してはならない。

(知的財産権等)

第14条 第3条に規定する事業によって生ずる可能性のある知的財産権等の帰属については、別途団体等間であらかじめ書面をもって明確にする。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和2年12月1日から施行する。

別表（第4条関係）

田原本スマートシティ・コンソーシアム	
区分	会社名又は団体名
会員	奈良県磯城郡田原本町
会員	一般社団法人田原本まちづくり観光振興機構
会員	京都大学経営管理大学院経営研究センター
会員	名古屋大学未来社会創造機構モビリティ社会研究所
会員	ヤマハ発動機株式会社
会員	関西電力株式会社
会員	株式会社社会システム総合研究所
会員	株式会社 NOTE 奈良